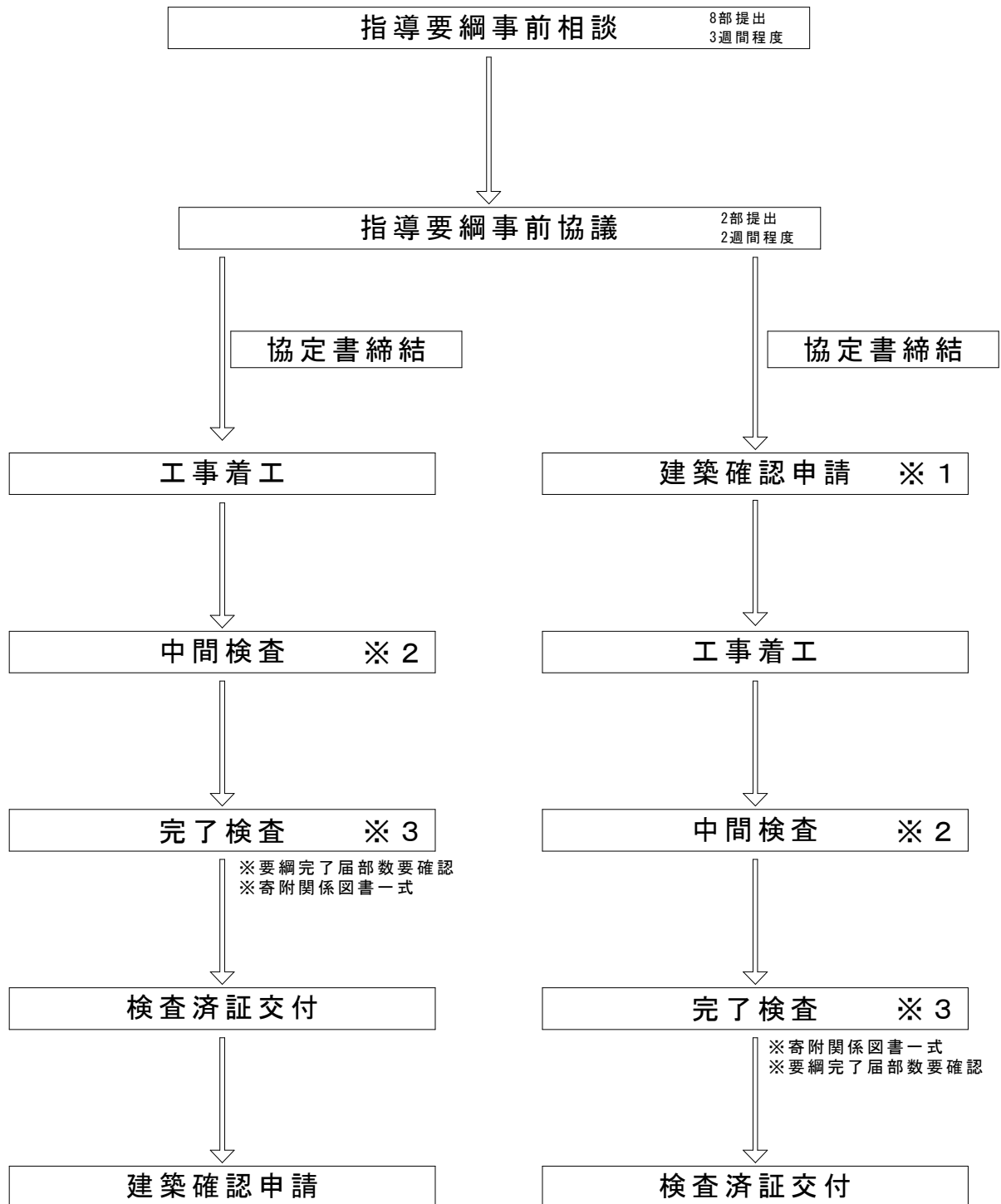


要綱協議手続きフロー図



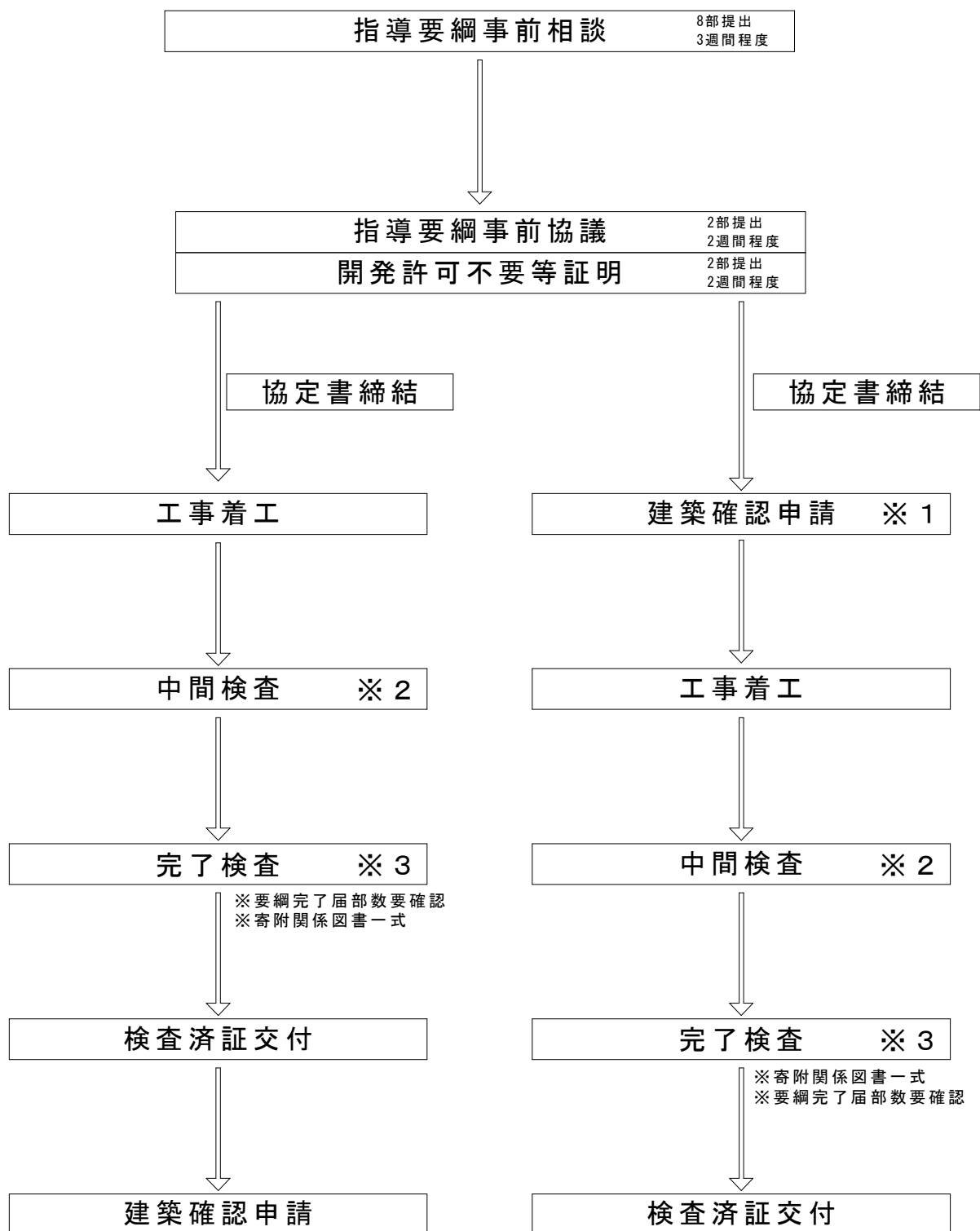
※1 忠岡町まちづくり要綱第3条第1項第1号又は第3号に該当する場合。

※2 道路・下水等、関係各課の中間検査は直接各課へお問い合わせ下さい。

※3 工事完了検査受付時には上記図書を併せて提出必要。

(現場完了(本復旧等)を写真にて確認の上、受付となります。)

開発許可不要手続きフロー図



- ※ 1 忠岡町まちづくり要綱第 3 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合。
- ※ 2 道路・下水等、関係各課の中間検査は直接各課へお問い合わせ下さい。
- ※ 3 工事完了検査受付時には上記図書を併せて提出必要。
(現場完了(本復旧等)を写真にて確認の上、受付となります。)

開発許可手続きフロー図

